

〒164-0003  
東京都中野区  
東中野2-22-23 ラフィネグループ本社ビル  
全国手技療法師協同組合 御中



2022年11月吉日

## 日本財団 災害復興支援特別基金への御寄付の御礼

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は災害復興支援特別基金へあたたかなご寄付を頂きまして、誠にありがとうございます。

領収書並びに税控除に関するご案内、証明書を同封させて頂きましたので、ご確認下さいます様お願い申し上げます。

日本財団は、1995年1月に発生した阪神淡路大震災以降、国内外で発生した自然災害において、NPOやボランティア団体とともに支援活動を実施してきました。

これまでの経験から私たちは「大災害が起きたとき、真っ先に動くための支援金を蓄えておく仕組み」が必要であると考え、2014年に災害復興支援特別基金を立ち上げました。

お預かりしたご寄付は、「支援金」として災害時にNPOやボランティアが一刻も早く被災地にて活動するための資金として、間接経費を一切頂かず、全額を大切に活用させて頂きます。

[https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/disaster\\_fund](https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/disaster_fund)

どうぞ引き続き、皆様のあたたかいご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

# 領 収 証

2022年11月10日

No.14200370539

全国手技療法師協同組合 御中

## 金額 110,021 円-

「日本財団」への寄付金として上記の金額正に領収いたしました

日本財団は所得税法、法人税法に規定する特定公益増進法人に該当します。

本寄付金は所得税法第78条に規定する特定寄付金、法人税法第37条第4項に規定する寄付金（特定公益増進法人等に対する寄付金として一般の寄付金とは別枠で損金算入が認められる）、並びに租税特別措置法第70条第1項の適用を受けることができる寄付金に該当します。

当財団に対する寄付金は所得税法の特例として租税特別措置法第41条の18の3に規定する所得税額の特別控除対象寄付金に該当します。また、当財団は租税特別措置法施行令第40条の3第3号に該当します。本領収書は確定申告の際にその証拠資料となりますので大切に保管してください。



公益財団法人 日本財団 会長 笹川陽平

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 TEL : 03-6229-5111

